





# 謹賀新年



松本税務署長 関 潤 一

一般社団法人松本法人会 会長 神澤陸雄

令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人松本法人会会員の皆様方には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は神澤会長をはじめ、貴会の皆様方には、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底しつつ、広報誌「まつもとほうじん」の発行、各種研修会の開催や小学生を対象とした租税教室への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」の募集など租税教育活動及び献血活動、清掃奉仕などの社会貢献活動に積極的に取り組んでおられます。税務行政に携わる私どもといたしましても誠に心強い限りであり、皆様方のご尽力に心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、経済取引のデジタル化やグローバル化の進展により、これまで以上に急速に変化しております。こうした状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命・任務を十分に果たしていくためには、松本法人会の皆様方のお力添えが必要不可欠でありますので、引き続き、ご支援・ご協力をお願いいたします。

間もなく令和4年分の確定申告が始まります。

所得税等の確定申告では、ご自宅からスマホ・パソコンを利用したe-Tax申告を推進しておりますので、会員企業の役員・従業員の皆様におかれましては、より利便性が向上したスマホ申告、マイナンバーカード方式によるe-Tax申告を是非ともご利用いただきたいと存じます。なお、確定申告会場においては、基本的な感染防止対策を講じつつ、昨年に引き続き、入場できる時間枠を区切った「入場整理券」方式を継続して、混雑緩和と感染リスクの軽減を図って参ります。

また、本年10月からは、消費税のインボイス制度が導入されます。事業者が同制度開始日から適格請求書を発行するためには、原則として令和5年3月末までに登録申請をしていただく必要があります。引き続き法人会の皆様のご協力をいただきながら、周知・広報等に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、新しい年が一般社団法人松本法人会にとりまして良い年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を、心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国経済は“ポストコロナ”に向けた欧米の急激な社会経済活動再開やロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー需給逼迫などを背景とした物価上昇に飲み込まれ、輸出を中心に企業業績を支えた円安が輸入原材料価格の上昇を助長する構図に暗転するなど、先行きの不確実性が増しています。

また、依然としてコロナ禍が多く企業の暗い影を落としているわけではございますが、そうした中でも企業と従業員の方々の暮らしを守るため懸命に努力を続けておられる経営者の皆様に対しまして、改めまして心より敬意を表します。

当会におきましても安全面への対策を施した上で、各種研修事業、生活習慣病健診、会員企業を守る福利厚生制度のご案内、献血や松本児童園への寄付・奉仕作業といった各種社会貢献活動、小学生を対象とした租税教育活動、広報誌の毎月発行など、昨年予定しておりました事業をほぼ実施することが出来ました。ご協力いただきました松本税務署様、当会役員・会員の皆様、関係機関の皆様に対しまして心より感謝申し上げます。

コロナとの共生に対する準備と理解が少しずつ深まりを見せておりますが、当会では皆様の健康と安全を第一とする姿勢は維持しつつ、経済団体として社会経済活動の推進も念頭に会運営を行い、適正公平で中小企業の活性化に資する税制の実現を目指すとともに、新年度迎えます社団化50周年記念事業及び会員企業の経営に資する事業、地域社会の発展に寄与できる事業の実施に向けた準備をしっかりとおこなってまいりますのでどうぞよろしく願い申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、一日も早くこの災厄に打ち勝つとともに、会員企業、関係者各位、地域の皆様方に平穏と繁栄が訪れますことを心より祈念し、年頭のご挨拶といたします。

# 税についての 作文 コンクール

全国納税貯蓄組合連合会会長賞

## 税金でつなぐ親切のバトン

松本市立清水中学校 三年 高野 雫

私はこの作文を書くにあたって税について調べました。すると税は私たちの暮らしをととても豊かなものに行っているということがわかりました。私は、税は消費税しか知りませんでした。税は約五十種類もあり直接税と間接税や国税と地方税など税金の納め方や納める場所にも違いがありました。私は病院に行った時にいつも料金が五百円なのはなぜだろうと思っていましたが調べてみるとそこにも税金が使われていました。私が通っている学校の校舎もプールも体育館も教科書までもが税金でまかなわれているものでした。

私は自分が生まれた時からすでに百円のものには五円の消費税がついていたので二〇一九年に消費税率が十パーセントに引き上げられても百円の物が百十円にかわるだけだと思っていました。額が増えると当然私たちの負担も増えます。それは国民にとって嬉しい事ではないので反対する人ももちろんいました。これからの日本は少子高齢化がますます進みます。そうなる消費税はこの先も確実に上がります。私はこれは悪い事だとは思いません。

私はコロナウイルス流行前にアメリカに旅行に行きました。一度は行ってみたいと思っていた国なのでアメリカのことをたくさん調べてから行きました。アメリカについて調べているときに私は「Pay It Forward」という言葉を初めて知りました。それはとても美しい親切のバトンでした。欧米では誰かから親切にしても

らった時にその人に恩返しするのではなく別の人に恩を送ることで親切のバトンを渡す「Pay It Forward」という取り組みがあります。例えばコーヒーを買う時に自分の後ろに並んでいる人のコーヒー代を払ってあげる。そしてその親切に対して払ってくれた人にお礼をするかわりその人も自分の後ろのお客さんのコーヒー代を払ってあげるというものです。この取り組みはコロナウイルスが流行したことで再注目されているそうです。去年の十二月にミネソタ州ではドライブスルーでこの取り組みが行われなんと約九百台も時間として二日と半日続いたそうです。私はこのことを知って驚き税について学んだことで気付いた事があります。

この「Pay It Forward」という素晴らしい取り組みは私たちが税金を納めることに似ていると思います。私たちは税金を納めますが納めたお金が将来自分に必ず帰ってくるわけではありません。他の誰かのために払ったお金がどこかの町や病院で使われどこかの誰かを救うのです。そして逆に自分だけがお金を払っているのではなく国民全員が誰かのために税金を納めそれが自分の周りを豊かにしているのです。どこからか来た税金があなたの周りの人を笑顔にしているのです。アメリカで九百台続いた取り組みのように私たちは税金を納め親切のバトンをつなぎ続けることで優しい社会が続くと思います。

明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

**KISSEI**  
キッセイ薬品工業株式会社  
本社：松本市芳野19番48号



有限会社 池国  
松本市深志  
代表取締役 齊藤 茂行 氏

### 『家業から企業への再構築』

松本で90年以上の歴史を刻む肉料理専門店「池国」。縁あって現在、代表を務めるのが

扉温泉明神館会長の齊藤茂行氏です。池国を引き継いだタイミングでコロナ禍に襲われ、大変苦しい時期が続きますが、国内屈指の人気を誇る明神館さんの経営で培われたご経験を活かし店舗運営に取り組まれています。初めに確認したのは、どの層のお客様をターゲットにするかの“目線の高さ”。ターゲットとなる層のお客様が求めるお料理、サービス、店づくりを徹底的に見直し、改善に努められています。そのための鍵となるのは人材育成。大切なお客様にしっかりと価値を感じていただける一流のサービスを提供するため人材の育成に取り組むなど、家業を企業へ再構築すべく日々努力されています。

この度松本商工会議所副会頭にご就任されるなど、多くの団体でも重要な役職を歴任され、公私ともに多忙な齊藤さんですがご趣味は旅と車とのこと。たくさんお話を伺いましたが、どのお話もとても興味深く、お聞きしているとワクワクして楽しい気持ちが広がりました。益々のご活躍を祈念申し上げます。

(川船昌子編集委員)



頑張ってます!!

### 『お客様の理想の暮らしをかたちに』

浅井木材 株式会社  
松本市村井町北

浅井 崇さん

社名の通り、木材や建材の販売において創業し、住まいに関する事業拡大として建設業、不動産取引業、設計事務所開設などをされてきました。

浅井さんは一級建築士の資格を取得し、ハウスメーカーで設計の仕事をしてきましたが、11年前に入社し、住宅の設計や現場の監理を中心に担当しています。住宅の依頼は取引先や施主様からのご紹介が多く、お客様との面談を通して、住まい方や設備のご希望を踏まえた設計を心掛けていますが、打ち合せの中からお客様自身も気が付いていなかったご要望を提案することもあります。一つとして同じ設計はありませんので、仕事を通じてもっと多くのお客様と出会いたいですし、お客様の理想が住宅として実現し、ご満足いただけたときは本当にうれしさとやりがいを感じています。近年、コロナ禍による国際的な流通の混乱やウクライナ戦争などによる外国産木材の輸入急減や価格の高騰などの「ウッドショック」は逆風ですが、会社のCI「材木屋ですが家づくりもしています」の通り頑張っています。

(横沢敏編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



# 鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

# 税務ポイント

## (会社の税務 よろず相談室<sup>①78</sup>)消費税その28 適格請求書発行事業者の登録制度

Q. 令和5年10月1日から始まるインボイス制度は、原則として、令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録申請書を提出する必要があります。あらためて、登録の手続き等「登録制度」について教えてください。

A.

### 1. 登録の任意性

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象商品があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありません。例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえて、登録の必要性をご検討ください。

（参考）簡易課税制度を選択している場合であっても、売手として適格請求書を交付するには、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

なお、簡易課税制度を選択している場合には、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、仕入税額の計算のための適格請求書の保存は不要です。

### 2. 登録申請のスケジュール

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業主はスマートフォンでも手続きが可能となります。）。郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください。

なお、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける

こととなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じることとなります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるにあたり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

### 3. 登録申請から登録通知までの期間

登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、一時期に多数の登録申請書が提出された場合は処理に時間を要するなど、登録申請書の提出状況により異なります。

現時点における登録申請書の提出から登録通知までに要する期間については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」内「登録申請書の処理期間について」をご確認ください。

### 4. 適格請求書発行事業者の情報の公表方法

適格請求書発行事業者の情報（登録日など適格請求書発行事業者登録簿に登録された事項）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

インボイス制度開始まで9か月を切り、登録申請書提出までも3か月を切りました。

課税事業者のうち登録を済ませたのは令和4年9月末時点で38%と対応が遅れているのが現状です。未登録の課税事業者は、早めの登録申請を検討しましょう。

#### 【参考】

国税庁ホームページ「インボイス制度についてお問い合わせの多いご質問」

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿）  
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

**労務レポート**

**令和5年(2023年)4月1日から  
月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。**

社会保険労務士 上 嶋 宏



平成20年の労働基準法改正により、月60時間超の法定時間外労働の割増率が50%以上になりました。ただし、中小企業に対しては、猶予措置として割増率25%以上とされてきました。その後、平成30年の法改正によりこの猶予措置の廃止が決まり、令和5年4月1日以降、中小企業においても、月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の割増率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。また、引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度(代替休暇)を設けることができます。

**1. 月60時間を超える法定時間外労働のカウント方法**

令和5年4月1日以降の法定時間外労働時間を集計します。

例えば集計期間が、前月21日(3月)から当月20日(4月)までの場合、3月31日までの時間数は「月60時間を超える法定時間外労働のカウント」から除外し、4月1日以降の時間を集計します。

4月1日以降、法定時間外労働の時間数を順次カウントします。図表では、4月22日の時点で60時間に達し、4月24日の法定時間外労働から50%の割増率が適用となります。

実際には、1日の法定時間外労働の途中で法定時間外労働が60時間に達して割増率が50%に切り替わることもありますので注意してください。

月60時間のカウントに含まれるのは、法定時間外労働です。週1日の法定休日(図表では日曜日)はこれには含まれません。しかし、法定外休日労働(週1日の法定休日以外の休日、例えば土曜日の労働)は含まれます。

なお、深夜時間労働(22時から翌朝5時の間)は、深夜割増25%が別途加算されます。

**2. 代替休暇制度**

代替休暇制度は、割増賃金の代わりに代替休暇を与えることを定めた労使協定を会社と過半数組合・代表労働者との間で結ぶことにより導入できる制度です。労使協定に次のことを定めます。

代替休暇取得を希望する労働者が申出ること。

代替休暇は1日・半日単位で与えること。

代替休暇は2ヵ月以内に与えること。

端数の時間は割増賃金として支払う方法または他の休暇(時間単位年次有給休暇)と合わせて取得する方

法等を定めます。

代替休暇の対象となるのは、60時間を超えた割増率が50%となる部分です。

図表の4月24日から30日までの法定時間外労働が対象になります。

計算方法は、以下の計算式で求めます。

①60時間超の時間数

$$= 1 \text{ ヶ月の法定時間外労働時間} - 60 \text{ 時間}$$

②換算率=代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率-代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増率

③代替休暇の時間数=60時間超の時間数×換算率  
図表の場合を計算してみます。

$$60 \text{ 時間超の時間数} : 76 \text{ 時間} - 60 \text{ 時間} = 16 \text{ 時間}$$

$$\text{換算率} : 1.5 - 1.25 = 0.25$$

$$\text{代替休暇の時間数} : 16 \text{ 時間} \times 0.25 = 4 \text{ 時間となり}$$

ます。  
この4時間を半日の休暇として取得する。他の休暇と合わせて1日として取得する。等といった方法で取得してください。

図表 令和5年4月を例とした具体的な算出方法

月	火	水	木	金	土	日	法定時間外労働計
3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	
対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	5時間		5時間
4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	
3時間	2時間		5時間	5時間	5時間	4時間	15時間
4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	
4時間	4時間	4時間	4時間	4時間	5時間		25時間
4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	
3時間	2時間		5時間	2時間	3時間	4時間	15時間
4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	
1時間	3時間		4時間	4時間	4時間		16時間

↑法定休日

以上、月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率の引き上げについてご説明しましたが、現行の労働時間の上限規制は36協定を締結した場合であっても、法定時間外労働は月45時間を限度時間として、これ以内とするよう制限されています。この限度時間である月45時間を超える法定時間外労働を行うには、締結する36協定に特別条項の定めが必要です。また、特別条項では、対象となる労働者について限度時間(月45時間)を超えて労働させることができるのは年6ヵ月までで

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

す。また、限度時間を超える場合の手続（労働者代表に対する事前申し入れなど）や対象労働者に対する健康福祉確保措置（臨時の健康診断、医師の面接指導など）が求められますのでご注意ください。

以上が、今回の労務レポートになります。

**上嶋社会保険労務士事務所**  
 〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5  
 TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

• **【ふるさとの食】シリーズ ③③** •

**松本のあめ**  
**『あめ市でお待ちしています♪』**

飴作りに適した乾燥した気候と豊富な湧き水に恵まれた松本は、餅米を麦芽で糖化して作る伝統的なあめの産地として古くから有名で、明治初期には20軒を超える飴屋が営業していたそうです。その生産量は国内で最大を誇った時期もあり、後に大手のど飴メーカーの主力工場の進出にもつながりました。松本・豊科・大町と続くあめ市では今でも江戸時代から続く3軒の

老舗飴店の福あめや各地のあめが販売されています。その老舗飴店らにより「松本飴プロジェクト」が発足し、2019年には日本記念日協会から9月6日が「飴の日」として登録されました。その由来は「日本書紀」での飴を作ったと推察される記述によるとのことです。この年より「飴の日」に合わせて全国各地のあめを楽しめるイベント「松本あめさんぽ」が開催されるようになりました。市内の協賛店では各地の特産のあめが売られ、あめを求めて回遊する買い物客で賑わいます。

松本市時計博物館では1月29日まで、あめ市歴史展示「塩の道とあめ市のはじまり」が開催中です。まちなかで福あめを求めながらその歴史にも触れられる一粒で2度楽しめる機会です。観覧は無料ですので、初詣もかねて足を運んでみてはいかがでしょうか。

(横沢敏編集委員)

**青年部コーナー** 活動報告

**こども職業体験イベント『こどもしおじり』に参加**

12月10日(土)、11日(日)に塩尻市のえんぱーくを会場に開催された「こどもしおじり」に、青年部が参加してまいりました。この事業は小学3年生から中学3年生までの児童を対象に、こども達が働き、お給料をもらい、納税をして、買い物やアカデミーを体験できる仮想の街づくりを行う取り組みです。当会からはお仕事ブース（洋菓子屋さん）、アカデミーブース（お箸づくり・租税教室）計3ブースを出展いたしました。

参加したこども達は楽しみながら働くとともに、税についても学んでくれました。ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。



**女性部コーナー** 活動報告

**松本児童園への地域社会貢献活動を実施**



女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設松本児童園へ寄附金、日用品などの物品贈呈と奉仕活動を毎年実施しております。

本年度は12月13日(火)に小林女性部長をはじめとする5名が児童園を訪問し、会員から寄せられた善意をお届けしてまいりました。また、当日はタオルを加工して、施設で生活するこども達が使う雑巾を縫う奉仕活動も行いました。ご協力をいただきました皆様、誠にありがとうございました。

# 協同労働は働きがいを創出できるか

日刊工業新聞社 岡田直樹

労働者協同組合での「協同労働」という働き方では、志や理念を同じくする仲間が集まり、顔の見える信頼関係の中で地域課題の解決などにあたる。持続可能で活力のある地域社会を実現するとともに、主体的な働き方を通じて人間らしい生き方の創出にもつなげたい。

2022年10月1日に労働者協同組合について定めた法律が施行され、法人格が認められた。株式会社と異なり組合員が「出資」「経営」「労働」のすべてを担う。企業のように指揮命令系統の下ではなく、組合員が決めた経営方針に基づき仲間と協同して働く。組合員は労働関連法上の労働者とみなされ雇用保険や労災保険の対象になる。

事業に必要な資金は組合員が拠出し、経営は全組合員の意見を反映して行う。組合員は1口以上を出資するが、議決権と役員などの選挙権は口数にかかわらず平等に与えられる。非営利法人のため出資の持ち分に応じた配当はできないが、事業に従事した程度に応じて剰余金の配当は認められている。

発起人が3人以上いれば行政庁の認可を受けることなく届け出のみで設立できる。営利追求目的の企業組合、出資できないNPO法人、任意団体、株式会社などからの移行が見込まれる。介護、障害者福祉、子育て支援、環境保全、農や食、芸術・文化振興など地域密着の事業と親和性がありそうだ。

事業の承継などにも協同組合を生かしたい。海外では経営破綻した企業が協同組合に転換できる法制度が整備されている国もある。日本でも中小企業が倒産・廃業した場合、元社員が協同組合を設立する方法をとれないだろうか。公的補助や金融機関からの支援が得られ、多様な人材が加われば、伝統産業の保護や成長分野への転換が可能になるかもしれない。まずは成功事例をつくる必要がある。

協同組合は企業で働く中高年の活性化にも役立つ。再雇用者の多くは仕事内容が定年前と変わらないのに賃金は低下している。労働政策研究・研修機構の調査によると、そのうちの約3割が処遇に不満を感じている。バブル期入社社員を多く抱える企業では再雇用時のモチベーション低下を今後の課題に挙げるところもある。ただ再雇用者の副業・兼業先として協同組合を活用するには、定年前から副業・兼業の解禁やキャリア研修を実施するなどにより、再雇用移行時の段差を低くしておきたい。

協同組合の運営を軌道に乗せるには多くの課題がある。組合員に対して賃金の支払い義務を負うため継続的に収益を上げられる事業が欠かれない。企業は地域貢献や福祉などの事業を切り出すなどで設立を後押ししたい。また企業が中高年と協同組合の仲介役になれば間接的な社会貢献になる。副産物として再雇用者が協同労働で培った人脈やスキルが企業で役立つことも期待できよう。

合意形成の方法は運営の肝といえる。組合の規模が大きくなるにつれ組合員一人ひとりの意見を経営に反映しにくくなる。行政はモデルとなる先進事例の紹介を通じて運営ノウハウの周知に努めてもらいたい。企業では無理な目標達成を強いられたり上下関係がこじれたりするなどで労働を苦痛と感じる人も少なくない。協同労働が組織優先の働き方を人間本位に編み直す転機になってほしい。

**【筆者紹介】**岡田直樹（おかだ・なおき）  
1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。

### 1月の予定

11日税制委グループ会議、青年部第二委員会・幹事会 12日総務委員会 13日租税教室（旭町小学校） 19日女性部正副部長会議 24日正副会長会・1月拡大役員会・賀詞交換会 26日女性部新年特別例会 27日決算説明会

## 決算説明会

（法人税・消費税 /12月決算法人対象）  
1月27日（金）午後2時より  
松本市駅前会館 4階「大会議室」

※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

### ご協力ありがとうございました！

令和4年度

## “松本法人会 やまびこ運動” 結果報告

ご紹介  
56件

ご入会  
25社

会員企業の皆様へ、お取引先やお知り合いを紹介いただき、当会への入会のきっかけとさせていただく「松本法人会 やまびこ運動」。今年は5月から11月まで皆様にご協力をいただきました。

今年も新型コロナウイルス感染症の影響により、例年多くの部会で実施いただいていた部会単位での会

合や企業訪問などが制限されてしまいましたが、役員の皆様一人一人のご協力と福利厚生制度担当各社、地元金融機関様からのご助力により、紹介件数が56社となり、その中からの入会が25社となりました。皆様大変なご苦勞をなされている中で賜りましたご協力に厚く御礼申し上げます。（12月19日集計時点）

なお、本年度も各部会には「新規加入数目標」と共に、「やまびこ運動紹介件数目標」を設け、期間中に目標を達成された部会への表彰を予定しておりますが、波田部会（目標12件※新規加入目標4社も達成）、本庄部会（目標8件）にやまびこ運動紹介件数目標を達成していただきました。ご協力誠にありがとうございました。

### 令和5年度

## 税制改正に関する提言活動

法人会では毎年、適正・公平な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しており、松本法人会でも、地元選出の国会議員ならびに地方自治体などに対する提言活動に取り組んでおります。

令和4年11月28日に務台俊介衆議院議員※オンライン対応（自由民主党）、12月5日に中川宏昌衆議院議員事務所（公明党）、12月12日に下条みつ衆議院議

員事務所（立憲民主党）を訪問し、令和5年度税制改正に関する提言活動を行いました。

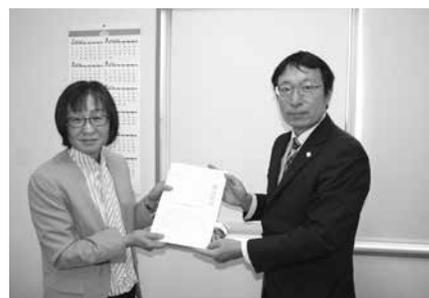
また、本誌作成スケジュールの都合上写真はございませんが12月23日には松本市役所（市長・市議会議員）を訪問いたしました。なお、松本市以外の管内自治体に対しては首長、議会議長あてに提言書を送付いたしました。



務台俊介衆議院議員※オンライン



中川宏昌衆議院議員事務所



下条みつ衆議院議員事務所



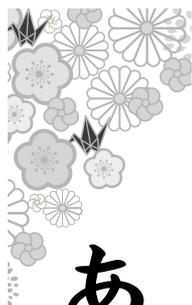
# 頌 春

令和5年  
(2023年)  
( )内は選出部会

「消費税申告」一声運動実施中

会長 神澤陸雄	副会長・厚生委員長 高橋秀生	副会長・総務委員長 滝澤文雄	副会長・研修委員長 花岡貞夫	副会長・広報委員長 百瀬衛貴男
副会長・税制委員長 百瀬幸子	副会長・組織委員長 小日向義夫	副会長・波田部会長 深澤直久	副会長・穂高部会長 菅澤一隆	副会長・川手部会長 花村薫
副会長・塩尻部会長 作田永子	副会長・豊科部会長 下山邦雄	専務理事 野村和之	常任理事・青年部長 廣田伸一	常任理事・女性部長・税制副委員長 小林秀子
常任理事 西澤仁志	常任理事・城西部会長 田中鈴生	常任理事 佐藤信司	常任理事(西部) 水谷有吉	常任理事(南松本) 島宏幸
常任理事・総務副委員長・深志部会長 倉科晶夫	常任理事・研修副委員長・南部部会長 上條栄規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田内光一	常任理事・広報副委員長 浅川琢夫	常任理事・総務副委員長・西北部会長 田中幸一
常任理事・税制副委員長 赤羽勝巳	常任理事・厚生副委員長 上條敏昭	常任理事・組織副委員長 清水是昭	理事・上土部会長 増田博志	理事・今町・六九部会長 大宮康彦
理事・伊勢町部会長 窪田忠洋	理事・中央部会長 手塚勝彦	理事・本庄部会長 市川興一	理事・白板部会長 田近勝之	理事・城東部会長 大和朗
理事・東部部会長 新井巻好	理事・北部部会長 濱田論	理事・南松本部会長 佐藤古寿	理事・芳川部会長 浅川貴央	理事・本郷部会長 山崎圭子
理事・寿部会長 堀江哲也	理事・西部部会長・研修副委員長 宮下秀保	理事・南西部会長 中島敬夫	理事・三郷部会長 高木一寿	理事・筑北部会長 関川光寿
理事・安曇部会長 宮本孝幸	理事・梓川部会長 齋藤章	理事・堀金部会長 松本伸夫	理事・朝日部会長 武井正	理事・山形部会長 清水敏昭
理事・奈川部会長 川瀬雄一	理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 奥原宰	理事・農協部会長 田中均	理事・広報副委員長 忠地恵子	理事・厚生副委員長 高橋治美
理事・青年部長経験者 大月清光	理事・青年部長経験者 伊藤修	理事・青年部副部長 蒲生浩明	理事・女性部副部長 中野美知子	運営審議員(今町・六九) 真峯勝則
運営審議員(本庄) 横内義明	運営審議員(城東) 安保充彦	運営審議員(北部) 小松伸好	運営審議員(本郷) 富成敏文	運営審議員(寿) 橋詰修
運営審議員(南西) 岡野敏明	運営審議員(南東) 林勇次	運営審議員(塩尻) 清水吉則	運営審議員(塩尻) 酒井久徳	運営審議員(塩尻) 塚原嘉之
運営審議員(塩尻) 吉村和道	運営審議員(豊科) 萩原敦己	運営審議員(豊科) 齊藤貴	運営審議員(穂高) 会田恵司	運営審議員(穂高) 佐野訓久
運営審議員(川手) 藤森賢	運営審議員(川手) 瀧澤正基	運営審議員(波田) 谷上正明	運営審議員(三郷) 久根下直敏	運営審議員(筑北) 小山光雄
運営審議員(安曇) 川上隆英	運営審議員(梓川) 小松保久	運営審議員(堀金) 猪又悟	運営審議員(朝日) 清澤俊彦	運営審議員(山形) 唐沢孝美
運営審議員(奈川) 亘亘	監事 宮本潔	監事 伊藤敏史	監事 柴田博康	

事務局一同



あけましておめでとつございます

# 謹賀新年



大同生命は  
「経営者大型総合保障制度」を通じて、  
引き続き、みなさまに大きな安心を  
お届けしてまいります。  
本年もよろしく願い申し上げます。



おかげさまで120周年  
**DAIDO** 大同生命保険株式会社

松本支社 / 長野県松本市本庄 1-3-10  
(大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829



## 謹賀新年

「先行き不透明」と語られ始めて数年が経ちました。  
急速に変化し続ける社会の中で、  
必要以上に考え込んでしまうこともあるかもしれません。  
世の中がこういう状況だからこそ、私たちAIGは、  
常に隣に寄り添うことで安心を生み、保険の価値を  
最大化させ、共に成長を喜べる存在でありたいと考えます。  
「先行き不透明」を恐れるのではなく、  
何だってできるチャンスと捉える。  
今年の干支であるうさぎのように、2023年がすべてのお客さまにとって、軽やかな飛躍の年になりますように。

**AIG** 近くにいる。チカラになる。

# 2023



AIG損害保険株式会社

aig.co.jp

本店  
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

松本支店  
〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階  
0263-35-1933  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



## 謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ  
会員企業とそのご家族の皆様  
安心をお届けしてまいります  
新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに  
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます  
令和五年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 長野支社  
〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4階

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 雑誌 Xメディアのイラスト ターミタ デモ デジカメ写真機

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F ☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



## 小坂田公園に松本山雅の新活動拠点を整備 (塩尻市)



塩尻市が再整備を進める小坂田公園内に松本山雅のクラブハウスが建設されています。公園内には天然芝サッカー場や人工芝のサブピッチも整備されるなど練習環境はますます充実することでしょう。再整備は2023年春に完成予定。新拠点も活用し今年こそJ2に昇格していただきたいですね!

(川船昌子編集委員)

## 株式会社 エイ・ティ・エフ

3冊目出版決定記念特別企画

マーケに強い経営コンサルタントの経営セミナー+パック説明会

# 経営力を 増強する

お申込みはこちらから



このセミナーで得られる効果-1

- ・自社分析ができる
- ・KPIで経営を単純化できる
- ・社員の成長と価値観の共有ができる
- ・財務状況の改善ができる
- ・マーケティングが理解できる

Zoom	松本会場	長野会場
1/25 水	2/2 木	2/14 火
2023年	2023年	2023年
13:30~16:30	13:30~16:30	13:30~16:30
1名様毎に1台のカメラ付きのデバイスでご参加をお願いします。	松本ものづくり産業支援センター 1階 研修室2	長野市生涯学習センター TOiGO 3階 第1学習室



企業を未来に CONSULTING FARM

経済産業省認定 経営革新等支援機関  
株式会社 エイ・ティ・エフ  
長野県松本市和田 4010-27 202 研究室  
長野県長野市県町 484-1 センター BOA703

## 川柳コーナー

年賀状

互いの無事を

確認す

幸せは

開ける前まで

福袋

うさぎさん

月に見つけた

愛娘

新米

## あとがき

私たちの生活もコロナ禍の様々な規制が緩和されてきました。今年はどうな話題に出会うのでしょうか。

さて、昨年末に発表された「今年の新語2022」では「タイパ(タイムパフォーマンス)」が大賞に選ばれました。かけた時間に対する成果や実績の効率を表す言葉とのこと。また、同時期に発表された「2022年ヒット商品ランキング」で1位に輝いたのは「Yakult1000」。睡眠の質向上をキャッチコピーに累計販売数が10億本突破したそうです。

2023年ヒット商品予測では「コンビニジム(24時間365日使い放題のスポーツジム。あのライザップが手掛ける「ちよこざつぷ」など)」「ステルス家電(家具と家電が融合したものの。冷蔵庫やスピーカーが付いたテレビなどを前掲としたビール)などが挙げられていました。その時代を反映する開発、定番の進化や効率を考えた今だから使いたい商品の登場を今年も楽しみにしたいと思います。

乾燥もなく快適でした。(川船)

私たちが昨年購入したのは日本向けに改良された「ゼロ風暖房機」。音もなく乾燥もなく快適でした。



本号編集委員... 川船昌子 (横沢 敏)

個人情報取扱いについて  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等お問い合わせは下記窓口までお願いいたします。  
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係  
発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390-0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35-8080  
FAX(0263)36-0839  
編集人 百瀬衛貴男  
(毎月1回1日発行)  
印刷所 アサカワ印刷株式会社